

# 独立行政法人情報処理推進機構 平成26年度計画

独立行政法人  
情報処理推進機構



# 目次

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化～誰もが安全なITを安心して利用できる経済社会のための情報セキュリティ基盤の確立を目指して～	1
1-1. あらゆるデバイス、システムを対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有	1
1-2. 情報セキュリティ対策に関する普及啓発	3
1-3. 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施	4
1-4. 暗号技術の調査・評価	5
1-5. 制御システムの国際的な認証制度への取組	5
2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進～重要インフラ分野等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上～	7
2-1. 重要インフラ分野の情報処理システムに係るソフトウェア障害情報の収集・分析及び対策	7
2-2. 利用者視点でのソフトウェア信頼性の見える化の促進	7
2-3. 公共データの利活用等政府方針に基づく電子行政システムの構築支援	8
2-4. ソフトウェアの信頼性に関する海外有力機関との国際連携	8
3. IT人材育成の戦略的推進～若い突出したIT人材の発掘・育成及び高度IT人材育成の体系・客観的な能力基準の普及等～	9
3-1. イノベーションを創出する若いIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発	9
3-2. 融合IT人材と情報セキュリティ人材に関する客観的な能力基準の整備及び情報発信	9
3-3. 情報処理技術者の技術力及び国民のIT利活用力の向上を目指した情報処理技術者試験の実施等	10
3-4. スキル標準及び産学連携に関する事業の民間を含めた実施体制の構築	10
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	12
1. 出口戦略を意識した業務運営の不断の見直し	12
2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営	12
3. 運営費交付金の計画的執行	13
4. 戦略的な情報発信の推進	13
4-1. ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)	13
4-2. 戦略的広報の実施	13
5. 業務・システムの最適化	14
6. 業務経費等の効率化	14
7. 調達の適正化	15
8. 機構のセキュリティ対策の強化	15
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	15
1. 自己収入拡大への取組み	15
2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	15
3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	15

4. 債務保証管理業務.....	16
5. 資産の健全化.....	16
IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画.....	16
1. 予算(別紙参照).....	16
2. 収支計画(別紙参照).....	16
3. 資金計画(別紙参照).....	17
V. 短期借入金の限度額.....	17
VI. 重要な財産の譲渡・担保計画.....	17
VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画.....	17
VIII. 剰余金の使途.....	17
IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	18
1. 施設及び設備に関する計画.....	18
2. 人事に関する計画.....	18
3. 中期目標期間を超える債務負担.....	18
4. 積立金の処分に関する事項.....	18
別紙	
別紙1 予算.....	19
別紙2 収支計画.....	24
別紙3 資金計画.....	29

# 独立行政法人情報処理推進機構平成26年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という。)の平成26年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

## I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化～誰もが安全なITを安心して利用できる経済社会のための情報セキュリティ基盤の確立を目指して～

#### 1-1. あらゆるデバイス、システムを対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有

##### (1-1-1) ウイルス等の脅威への対応

- (1) 急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、ウイルスや不正アクセス等の情報を積極的に収集・分析し、広く国民一般に対し、傾向や対策等の情報提供を行う。
- ① 経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行いつつ、定期的に受付状況を公表する。
  - ② スマートデバイスやパソコンに関するウイルスや不正アクセス等の解析・検証環境を整備するとともに、情報の収集、現象の分析及びノウハウの蓄積、情報発信活動を行う。
- (2) ユーザからの相談・問い合わせ対応については、自動応答システム等の活用により効率的に行う。
- ① 「問合せ対応システム」による対応事例の共有や活用を行うことにより、業務の効率化を図る。
- (3) 深刻化、増大する標的型攻撃や新種のコンピュータウイルス等のサイバー攻撃に対して、注意喚起・情報共有のみならず、初動対応措置や対策の検討を行うとともに、未然発生防止のための措置等高度な対策等の提案を行う。
- ① 「標的型サイバー攻撃の特別相談窓口」の運営を通して情報収集を行いつつ、ウイルス検体の収集・解析・分析・アドバイスや対策情報発信等をタイムリーに実施する。
  - ② サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP<sup>1</sup>)をより有効な活動に発展させるよう産業分野の拡大、メンバーの拡大、共有情報の充実等を図る。
  - ③ 公的組織や重要関連組織に対する標的型サイバー攻撃の被害低減を目的としたサイバーレスキュー隊を立ち上げ、組織への標的型サイバー攻撃対応等の支援を開始する。
  - ④ サイバー攻撃解析協議会の活動等により独立行政法人 情報通信研究機構(NICT<sup>2</sup>)、一般財団法人 日本データ通信協会 テレコムアイザック推進会議(Telecom-ISAC Japan<sup>3</sup>)、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター(JPCERT/CC<sup>4</sup>)と連携して解析手法の高度化を行う。

<sup>1</sup> J-CSIP: Initiative for Cyber Security Information sharing Partnership of Japan

<sup>2</sup> NICT: National Institute of Information and Communications Technology

<sup>3</sup> Telecom-ISAC Japan: Telecom Information Sharing and Analysis Center Japan

<sup>4</sup> JPCERT/CC: Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center

## (1-1-2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- (1) 「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に利用者に提供する手法を検討する。
  - ① 経済産業省の告示に基づき、脆弱性関連情報の届出受付を行いつつ、四半期毎に届出の受付状況を公開する。
  - ② JPCERT/CCとの連携を図りつつ、脆弱性関連情報をウェブサイト運営者、ソフトウェア製品開発者に提供する。
  - ③ 脆弱性対策を促進するためのツールを提供する。
  - ④ 「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」において脆弱性対策の問題点とその解決策を検討するとともに、届出制度の改善策を策定する。
- (2) 統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策の普及啓発を推進する。
  - ① 「JVN iPedia」(脆弱性対策情報データベース)及び「MyJVN<sup>5</sup>」の運用を引き続き行う。
  - ② 情報システムの脆弱性対策を普及啓発するためにセミナー等を開催する。
- (3) 最新の脆弱性情報やインシデント情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、情報セキュリティリスクの低減を促進する。
  - ① 情報セキュリティ上の最新情報を適宜収集しつつ、特に必要とされる場合には注意喚起等による対策情報等の公表を行う。

## (1-1-3) 社会的に重要な情報システムに関する対策支援

- (1) 重要インフラ分野や制御システム等の社会的に重要な情報システムについて、関係府省等の求めに応じて、情報セキュリティ強化のための調査、協力を行う。
  - ① 制御システムのセキュリティについて、標準化動向、業界動向等に関する情報を収集するとともに、国内での普及を行う。
  - ② 制御システムの脆弱性に対して、関係者と連携を図りつつ脆弱性対策を促進する。
- (2) 我が国の競争力の源泉となる組込み機器の脆弱性に関する対策の提示等を行う。
  - ① 組込み機器の脆弱性に対する調査、検討及び普及啓発を行う。
  - ② 組込み機器の脆弱性の検出技術の普及啓発を行う。

## (1-1-4) 技術的レポート等の提供と満足度調査

- (1) 技術情報の収集・分析結果を技術的なレポート等として年間20回以上提供する。
- (2) 機構から情報を提供・共有した企業、個人等に対し、その提供時等に200者以上のアンケートを行うほか、共有相手先等へ30者以上のインタビュー、ウェブサイトを用いた意見の収集等を行い、提供・共有した情報に関するニーズや課題を把握する。それらを元に提供・共有する情報について、内容の充実、手段の改善等のフィードバックを行う。また、意見の収集とフィードバックは、的確な対応ができるよう担当を一元化して実施する。

<sup>5</sup> セキュリティ上問題となるPCやサーバの脆弱性の対策を促進するために、対策情報を効率的に収集したり、簡単な操作で最新情報に基づいたチェックを行うことができる仕組み(フレームワーク)の総称。

## 1-2. 情報セキュリティ対策に関する普及啓発

- (1) 広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策を周知するため、地域で開催される情報セキュリティに関するセミナーへの講師派遣等の支援、各種イベントへの出展、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行い、更なる啓発活動を実施する。
- ① サイバー攻撃等に関する情報の収集・分析や提供・共有に対するフィードバックをもとに、広く企業及び国民一般に、効果的・効率的に情報セキュリティ対策を普及啓発するためのコンテンツを作成するとともに、普及啓発活動で活用する。
  - ② 地域で開催される情報セキュリティに関するセミナーへの講師派遣等の支援を行う。
  - ③ 情報セキュリティ啓発サイトの運営を行い、広く普及啓発を行う。
  - ④ 小中高等学校の児童・生徒を対象とした情報セキュリティに関するコンクールを開催する。実施に当たっては、全国の小中高等学校に対して応募依頼を行いつつ、機構の成果物を紹介する。
  - ⑤ 一般ユーザ、経営層を含む一般企業、セキュリティ専門職等に向けて情報セキュリティに関する普及啓発を行うため、情報セキュリティに関する各種イベントへの参加、普及啓発資料の制作・配布等を行う。
  - ⑥ 全国の民間団体の協力を得て、スマートフォン・SNS<sup>6</sup>・インターネット利用者に対し情報セキュリティ対策等の普及啓発を行うとともに、情報セキュリティの普及啓発を行う民間団体の連携の強化を図る。
  - ⑦ 中小企業の情報セキュリティ人材不足の解消に向けて指導者を育成するとともに、セキュリティプレゼンター制度を運用し、関連団体等への協力を得て、セキュリティプレゼンター登録数を50名以上増加させる。
  - ⑧ 商工三団体の傘下団体等の協力を得つつ脆弱性対策情報等の定期的周知先の拡大を図る。
  - ⑨ 機構における人材育成事業へ情報セキュリティを観点とした知見を提供等することにより、情報セキュリティ人材の育成を図る。
- (2) 情報セキュリティに関する脅威を分析・評価し、IT利用企業や国民一般に向けた積極的な情報セキュリティ対策を図るため、必要な情報提供を行う。
- ① 国内の産業における情報セキュリティ事象の被害状況について、被害額、対策状況等の調査を行うとともに、セキュリティ対策の費用対効果を分析する。
  - ② 情報セキュリティに関連する事象に対して、社会科学的な観点からの取組、情報セキュリティエコノミクスの動向等について調査する。
  - ③ 有識者との議論の場を設け、情報セキュリティリスクに関するテーマを模索するとともに、選定したテーマについて調査・分析する。
  - ④ 情報セキュリティの脅威に対する意識調査を行うとともに、スマートデバイス利用者を対象とした同様の意識調査を行う。
- (3) 社会的要請に応じ、情報セキュリティ対策・プライバシーに関する状況の調査・分析を行い、情報提供を行う。
- ① 「情報セキュリティ白書2014」を編集、作成、出版するとともに、英語版及び電子書籍版の作成を行う。
  - ② オリンピック東京大会に向けた準備状況の動向等を見据えつつ、情報セキュリティ対策・プライバシー等と経済・産業に関連した調査を行う。
  - ③ 営業秘密侵害の事例を収集・分析するとともに、その保護手段について広く民間企業・セキュリティ事業者等と共有する体制を関係機関とともに立ち上げる。

<sup>6</sup> SNS: social networking service

- (4) 米国商務省国立標準技術研究所(NIST<sup>7</sup>)、韓国インターネット振興院(KISA<sup>8</sup>)等の各国の情報セキュリティ機関との連携を通じて、情報セキュリティに関する最新情報の交換や技術共有等に取り組む。

### 1-3. 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度において、制度利用者の視点に立った評価・認証手続きの改善、評価等に関する人材の育成、積極的な広報活動等を実施する。特に、認証書発行までにかかる期間を成果指標とし適切な期間内とする。また、認証取得後、認証取得者に対してアンケート調査を実施し業務改善を図る。
- ① 認証業務完了から認証書発行までにかかる期間の短縮に努めることにより、機構内での処理期間を40日(就業ベース)以内とすることを旨とする。
  - ② ITセキュリティ評価及び認証制度の関係者(調達者、開発者、評価者等)からの本制度への要望や運営上の課題を踏まえ、制度の紹介やITセキュリティ評価の技術的解説を紹介する等の取組を行う。
  - ③ 我が国を対象とする国際相互認証協定(C CRA<sup>9</sup>)による監査に備えるため、監査資料の翻訳を行う。
- (2) 暗号・セキュリティ製品やモジュールの認証、暗号技術等広範に亘る情報セキュリティ対策の国際標準化や新たな手法の開発に係わる国際会議等に参加し、貢献する。
- ① 情報セキュリティ分野と関連の深い国際標準化活動であるISO/IEC JTC1/SC27<sup>10</sup>が主催する国際会合(年2回)等へ、機構職員を派遣し、活動成果の国際規格への反映を働きかけるとともに、収集した国際規格動向を踏まえ、今後の事業への反映を行う。
  - ② ITセキュリティ評価及び認証制度のCCRAにおける取り決めや情報の公開に向けての検討のため、日本側窓口として、CCRA会議に機構職員を派遣する等により、多国間共同作業等を行う。
  - ③ 国際的なセキュリティ要件の策定に参加しつつ、国内からのフィードバックや要件開発への提案を行う。
  - ④ CCRA加盟国で相互に行う認証機関の品質システム監査に参加する。
  - ⑤ 脆弱性対策に関する国際的な標準化等に参画し、情報システム等のグローバルな安全性の確保に向けた活動に寄与する。
- (3) 暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP)について、試験等に関する人材の育成を図るとともに、暗号モジュールセキュリティ要求事項の国際標準ISO/IEC 19790に基づく認証制度iCMVPの運営準備を推進する。
- ① NISTとの覚書に基づくCMVP<sup>11</sup>との共同認証制度の運営に着手するとともに、iCMVPの運営準備を行う。
  - ② 欧州スマートカード関連団体JHAS<sup>12</sup>、JTEMS<sup>13</sup>等との年次会合等へ年間6回以上機構職員を派遣することにより、欧州との連携を強化する。
  - ③ 暗号モジュールセキュリティ試験要件ISO/IEC 24759のJIS<sup>14</sup>化を推進する。

<sup>7</sup> NIST: National Institute of Standards and Technology

<sup>8</sup> KISA: Korea Information Security Agency

<sup>9</sup> CCRA(Common Criteria Recognition Arrangement): Common Criteria(情報技術セキュリティを評価するための国際規格)にもとづいたセキュリティ評価・認証の相互承認に関する協定。

<sup>10</sup> ISO/IEC JTC1/SC27(International Organization for Standardization/ International Electrotechnical Commission Joint Technical Committee 27): ISO は非電気分野、IEC は電気分野の国際標準化機関であり、両機関が情報処理分野を担当する合同委員会 JTC1 を設けている。SC27 は JTC1 傘下の Sub Committee の 1 つでセキュリティ技術を担当。

<sup>11</sup> CMVP(Cryptographic Module Validation Program): NISTが運営する北米の暗号モジュール認証制度。

<sup>12</sup> JHAS(JIL Hardware-related Attacks Subgroup): 欧州の認証機関、評価機関、スマートカードベンダ、ユーザ等からなる作業部会。

<sup>13</sup> JTEMS: JIL Terminal Evaluation Methodology Subgroup

<sup>14</sup> JIS(Japanese Industrial Standards): 我が国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法(昭和24年)に基づき制定される国家規格。



- ④最先端の脆弱性評価ツールを、国内のICカード開発者、評価機関、大学等の関係者に利用させることにより、ICカードの脆弱性評価に関する人材の育成を図る。
- (4) 政府調達等における情報セキュリティの確保に資するため、政府及び地方公共団体の調達担当者等に対して「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を遵守するように、調達する機器等のセキュリティ要件及びその要件を満たす認証取得製品等の情報提供や普及啓発を行う。
- ①「ITセキュリティ評価及び認証制度等に基づく認証取得製品リスト」の更新を実施する。
  - ②「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」について、改定の要否を検討し、検討結果に応じて経済産業省と共に改定案を策定するとともに、当該要件リストの効果的活用を施すためのガイドブックを提供する。
  - ③海外でIT製品の技術分野ごとに作成されたプロテクションプロファイルを日本語訳版にして情報提供する。
  - ④情報システムを調達する際にセキュリティ要件の確認を支援するツール等を提供する。

#### **1-4. 暗号技術の調査・評価**

- (1) 電子政府推奨暗号リストの適切な維持・管理を行うため、CRYPTREC<sup>15</sup>の事務局を引き続き務めるとともに、電子政府推奨暗号の危殆化をフォローするため、国際会議へ出席し、調査を行う。また、民間セクターにおける暗号利用システムの円滑な移行を図るための情報提供を行う。
- ①暗号技術評価委員会の活動において、情報システム等のセキュリティ技術の基礎となる暗号アルゴリズムの安全性監視活動を実施するため、国際会議等に年間7回以上参加し、調査を行う。
  - ②暗号技術活用委員会を主催し、暗号の普及促進、セキュリティ産業の競争力強化に係る検討、暗号政策の中長期的視点からの取組の検討を行う。
  - ③各国政府における暗号利用に関する政策動向及び国内暗号製品市場に係る動向等に関する調査を実施する。
  - ④CRYPTREC暗号リスト改定からの2年間の活動成果を報告するため、CRYPTRECシンポジウム2015を開催する。
  - ⑤韓国と暗号技術に関する国際的な協力関係の推進を図るため、JWCAA<sup>16</sup>2014を関連機関と共同で開催する。
- (2) 技術的評価能力の向上に資する最新技術動向の情報収集等を行うため、NIST及びJIWG<sup>17</sup>と毎年定期協議を行う。

#### **1-5. 制御システムの国際的な認証制度への取組**

- (1) 制御システムのマネジメントシステム適合性評価スキームについて平成26年度に確立すべく支援する。
- ①適合性評価に用いるセキュリティ基準の策定について検討するとともに、スキーム確立に向け、関係組織を支援する。

<sup>15</sup> CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees) : 電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号技術の適切な実装法・運用法を調査検討するプロジェクト。

<sup>16</sup> JWCAA : Joint Workshop on Cryptographic Algorithm and its Application

<sup>17</sup> JIWG (Joint Interpretation Working Group) : 欧州における、スマートカード等のセキュリティ認証機関からなる技術ワーキンググループ。

(2) 制御機器等の国内評価認証スキームについて平成26年度の確立に向けて、技術研究組合制御システムセキュリティセンター(CSSC<sup>18</sup>)に対して支援を行う。

① 製品認証を実施するための国内スキームの確立と運営を支援する。

---

<sup>18</sup> CSSC: Control System Security Center

## 2. 社会全体を支える情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進～重要インフラ分野等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上～

### 2-1. 重要インフラ分野の情報処理システムに係るソフトウェア障害情報の収集・分析及び対策

#### (2-1-1) 重要インフラシステム等のソフトウェア障害情報の収集・分析

- (1) 重要インフラ分野等における情報処理システムについて、深刻な影響を及ぼしたシステム障害事例等の品質・信頼性確保に関する実証的な事例情報を15件収集するとともに、収集した障害事例情報の分析を行い、事例に基づく教訓をその活用し易さの観点で分類整理する。
- (2) 平成25年度に取りまとめたシステム障害の事例集及び障害情報収集時の機密保持・情報提供の方法に関するルール等について、重要インフラ等の業界団体を中心にその活用を促す取組を行い、2以上の産業分野において、障害情報収集・共有の体制を構築する。
- (3) ソフトウェア開発データの活用による情報システムの信頼性向上を目指し、過去2年間に収集・分析したデータを加え、「ソフトウェア開発データ白書」を出版する。また、情報システムの信頼性向上という観点で収集項目や分析方法の見直しを検討するとともに、新たに200プロジェクト以上の開発データを収集する。さらに、情報システムの信頼性向上につながる新たな分析手法の検討等、収集データの一層の活用拡大を図る。
- (4) 情報処理システムの信頼性向上等に事業がどの程度貢献したのかを評価するため、調査を実施する。

#### (2-1-2) 重要インフラシステム等のソフトウェア障害の再発防止の導入促進や事例に対する対策支援

- (1) ソフトウェアが関係し得る障害発生時の調査・対策支援を担うための専門的な知見の収集・分析を行う。また、システム障害の分析手法集・対策手法集を改訂するとともに、セミナー等によりその活用を進める。

### 2-2. 利用者視点でのソフトウェア信頼性の見える化の促進

#### (2-2-1) ソフトウェア品質説明力の強化の促進

- (1) 相互に接続される製品・サービスの信頼性を確認するための仕組みを、複数分野間で連携する具体的なシステムを基に検討し、サプライチェーンを構成する事業者等が取り組むべき事項を整理する。
- (2) 品質説明力強化の課題となっている、品質基準の定義、審査方法等に関して、国内／海外の政府及び民間レベル(団体・企業)の取組事例等を参考に、対策をまとめる。また、制度の構築を目指す業界団体(継続を含む)と具体的な制度化に向けた検討を行う。製品・サービス等の異なる20の業界団体・機関等に対し、情報処理システムの信頼性の向上に関する利用者や業界等のニーズや課題の把握を継続して行う。

#### (2-2-2) ソフトウェア信頼性の見える化促進のための環境整備

- (1) 複雑化・高度化する情報処理システムを実現するソフトウェアについて、その高信頼性を確保するため、上流工程での先進的な設計方法の効果的な適用事例を10件収集し、分析・整理する。また適用のためのガイドライン骨子を策定する。また、OMG<sup>19</sup>に対する、コンシューマデバイスの高信頼設計のための標準化に向けた活動を推進する。

<sup>19</sup> OMG: Object Management Group

- (2)ソフトウェアの信頼性検証のための先進技術及びその活用手法について、内外の最新動向を10件収集する。また適用のためのガイドライン骨子を策定する。また、大学等におけるソフトウェア工学分野の研究提案を公募し、選考・採択した研究を支援する。

### **2-3. 公共データの利活用等政府方針に基づく電子行政システムの構築支援**

- (1)政府CIO室、経済産業省と連携して「情報共有基盤推進委員会」を運営する。また、公共データの二次利用促進等により我が国の経済活性化等に資するよう、電子行政システム間連携に必要な共通語彙基盤及び文字情報基盤を構築・整備する。
- ①再利用率の高い情報の公開に向けて、語彙の意味や適用ルール等の定義を行うとともに、データベースとして公開するため、共通語彙基盤の概念設計を進める。また、広く一般への知見を広めるために普及活動を実施する。
  - ②行政機関が情報処理をするために必要となる人名漢字等の文字情報を国際標準に適合した基盤に整備し、利便性の高い公共サービスとして提供する。また、国際標準化の推進を図るとともに、事業内容の普及に努める。
  - ③政府、自治体を中心にオープンデータ、文字情報基盤等についての認知度、調達状況等を調査する。
- (2)複雑化・高度化する電子行政システムを効率的、かつ中立・公平に調達するため、ガイドラインの整備を行うとともに広く普及を図る。
- ①政府CIO室を中心とした調達体制に合わせた検討体制を構築し調達のための手引書(技術参照モデル(TRM<sup>20</sup>))を作成する。
  - ②欧州各国調達担当者及び欧州委員会関連部局と協調し、政府調達に係る標準技術の評価方法等を検討する。また、事業を円滑に推進するために、必要な国際標準化動向調査を実施する。

### **2-4. ソフトウェアの信頼性に関する海外有力機関との国際連携**

- (1)米国商務省国立標準技術研究所(NIST<sup>21</sup>)、米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所(SEI<sup>22</sup>)、欧州自動車業界団体(MISRA<sup>23</sup>)等の海外の代表的3機関との意見交換を行う。
- (2)国際標準化の議論が進められているベンチマーキング(ISO/IEC 29155シリーズ<sup>24</sup>)、プロセス評価(ISO/IEC 33000シリーズ<sup>25</sup>)について、ソフトウェア開発プロジェクトのデータ収集・分析やプロセス改善等に関する我が国の取組が反映されるように、事業成果に基づく提案を行うとともに、それらの国際規格への反映を目指す。

<sup>20</sup> TRM(Technical Reference Model):情報システム調達のための技術参照モデル。http://www.ipa.go.jp/osc/trm/index.html

<sup>21</sup> NIST:National Institute of Standards and Technology

<sup>22</sup> SEI:Software Engineering Institute

<sup>23</sup> MISRA:The Motor Industry Software Reliability Association

<sup>24</sup> ISO/IEC 29155 シリーズ:ITプロジェクト性能ベンチマーキング規格

<sup>25</sup> ISO/IEC33000 シリーズ:ソフトウェアプロセス評価規格

### 3. IT人材育成の戦略的推進～若い突出したIT人材の発掘・育成及び高度IT人材育成の体系・客観的な能力基準の普及等～

#### 3-1. イノベーションを創出する若いIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発

##### (3-1-1) 若い突出したIT人材の発掘・育成と産業界全体への活用の啓発

- (1) ITの活用によるイノベーションを創出できる独創的なアイデア・技術を有する若い突出したIT人材を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャ(PM)の独自の指導のもとに引き続き発掘・育成する。
- (2) 経営診断や知的財産権等専門性を有するアドバイザーを活用し引き続き育成体制の充実を図る。
- (3) 大学、高等専門学校等における個別説明会の実施や教育機関が主催するプログラミングコンテスト等の受賞者に対して、取組の紹介や普及啓発を引き続き行うとともに、育成期間を確保するため平成27年度の公募を前倒しで実施し応募件数110件以上を目指す。
- (4) 我が国の産業活性化・競争力強化に資するため、発掘・育成した若い突出したIT人材による成果等を産業界に対してイベントや交流会開催により周知するとともに、産業界とのビジネスマッチング等の人的ネットワークの拡充を図り、産業界全体への活用の啓発を引き続き行う。また、平成25年度に設置した産業界の有識者による検討会の議論結果等を踏まえ、効果的なPR方策や、未踏OB・企業・関連団体等の外部の力を活用した起業・事業化を手助けする方策を検討・実施し、輩出した人材による起業・事業化率の向上を目指す。

##### (3-1-2) 特定の優れた技術を持ったIT人材の発掘・育成

- (1) サイバーセキュリティ分野への関心と技術ポテンシャルの高い全国の22歳以下の精鋭を一堂に会したセキュリティ・キャンプ全国大会を、賛同企業会員により構成された「セキュリティ・キャンプ実施協議会」と共同開催し、40名の受講を目指す。
- (2) 「セキュリティ・キャンプ実施協議会」と共同開催で、セキュリティ・キャンプ地方大会を実施し、30名の受講を目指す。
- (3) 「セキュリティ・キャンプ実施協議会」と共同開催で、情報セキュリティ関連業界と受講生OBとの交流会を実施する等、事業終了後の受講生に対するフォローアップの強化を図る。

#### 3-2. IT融合人材と情報セキュリティ人材に関する客観的な能力基準の整備及び情報発信

##### (3-2-1) IT融合人材、情報セキュリティ人材のスキル指標等の提示と活用の促進等

- (1) IT融合人材に対する育成の在り方について成果発表会を開催する等情報発信を行うことで、民間へのIT融合人材の取り組み促進を図る。併せて、スキル指標や成熟度モデルを活用することにより、民間でのIT融合人材に関する取り組みの状況を「見える化」する方法を検討する。
- (2) 平成25年度に策定した情報セキュリティ人材のスキル指標を活用した人材育成を加速させるために、平成25年度に実施したニーズ・課題調査にて整理した脅威別の人材について、具体的に情報セキュリティスキルを強化するための育成方針等を検討する。
- (3) 欧米、アジアへの訪問等を通して、スキル指標に関する情報収集・意見交換を実施し、参照・参考とすべき分野について今後のスキル指標の改訂に活かす。また、貿易投資促進事業の一環であるタイへの支援を行うとともに、フィリピン、ベトナムへの自立化支援を継続する。

### (3-2-2)IT人材をめぐる動向等の情報発信と新事業支援機関に対する取組

- (1)「IT人材白書2014」における、重点調査事項(受託開発のビジネスシフト、グローバル動向、ウェブビジネス動向、ダイバーシティ、人材流動)等から得られたIT人材動向の調査分析結果を踏まえて、「IT人材白書2015」を取りまとめるための調査を実施し、IT人材の現状と新たな動向やIT人材育成の取り組みの現状把握、実態を分析する。また、アンケートの回収率向上について、中期目標期間中に30%とすることを目指し、平成25年度の取組(インセンティブの導入、調査先への個別の依頼等、調査方法の見直し)を踏まえ、調査方法の検討及び見直しを行う。併せて、「IT人材白書」の普及を図り、IT人材育成に取り組む産業界や教育界、IT人材個人に対して新たな動向やIT人材育成の取り組みの現状等の情報発信を行う。
- (2)情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関等に対して、機構の成果について積極的に情報発信を行う。また、新事業支援機関からの要請に基づき、機構の成果普及や講師の派遣等を行う。

### 3-3. 情報処理技術者の技術力及び国民のIT利活用力の向上を目指した情報処理技術者試験の実施等

- (1)平成26年度情報処理技術者試験として春期試験(4月)、秋期試験(10月)及びCBT<sup>26</sup>方式によるiパス(ITパスポート試験(随時))を実施する。その際、情報セキュリティ人材をはじめとするIT人材の多様化と高度化に対応するため、情報セキュリティに関する出題の強化を行うとともに、情報技術の進歩・変化を反映しつつ、共通キャリア・スキルフレームワーク(CCSF<sup>27</sup>)に準拠した試験問題を作成する。
- (2)産業界・教育界への広報活動を強化し、情報処理技術者試験、iパスの更なる普及・定着化を推進するとともに、不断のコスト削減に努め、試験の活用の促進と収益の改善を目指す。
- (3)情報処理技術者試験のアジア各国との相互認証の維持、アジア共通統一試験の定着、国際標準動向との調整等を実施する。また、関係機関の求めに応じ、バングラデシュへの情報処理技術者試験導入支援、諸外国の情報処理技術者評価制度等の構築に係る研修に協力する。

### 3-4. スキル標準及び産学連携に関する事業の民間を含めた実施体制の構築

#### (3-4-1)民間を含めた実施体制の構築に向けたスキル標準の統合

- (1)「新しいCCSF(仮称)データベース」(ドラフト版)を公開し、広く意見を募集した上で同完成版(第一版)の開発に着手する。併せて、本データベースを有効に活用させるシステムについて、詳細設計と開発を行い「活用システム」(試行版)として構築する。

#### (3-4-2)民間を含めたスキル標準運営体制の検討とスキル標準活用推進

- (1)業界団体・学会・教育事業者等の自主的な活動等の促進と組織連携を図りながら、民間主体による具体的な運営体制について検討する。また、民間主体によるIT人材の育成活動の促進のため、セミナーやワークショップ等の普及活動を実施する。

<sup>26</sup> CBT: Computer Based Testing

<sup>27</sup> CCSF: Common Career Skill Framework

(3-4-3)産学連携による実践的なIT人材育成に係わる情報発信と情報ハブ機能の民間を含めた実施体制の構築の検討

- (1)産業界及び教育界における自立的産学連携IT人材育成活動に資するノウハウ、コンテンツを蓄積したIT人材育成iPediaを運用し、情報の発信と汎用的教育コンテンツの提供を行う。
- (2)産業界及び教育界における産学連携IT人材育成の取組を情報共有・普及する情報ハブ機能を維持するため、産学連携推進委員会の運営を行う。
- (3)平成25年度に検討を行う場として位置付けた産学連携推進委員会において検討を行い、情報ハブ機能の民間を含めた実施体制の構築を目指す。

## Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 出口戦略を意識した業務運営の不断の見直し

- (1)各事業について実施の妥当性及び出口戦略を意識し、計画の策定、実行、評価、改善等に基づき業務運営の不断の見直しを図る。
- (2)外部有識者及び第三者の意見・評価、フォローアップ調査、アウトカム分析等により、各事業の厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させることにより見直しの実効性を確保する。
- (3)機構内の検討機能を強化するため事業実施前に部門横断的に方針の情報共有や意見交換会を行う等、事業の運営方法等が有効かつ効率的なものであるか検証する。
- (4)機構に設置した各種審議委員会による事業評価や有識者・利用者に対するヒアリング(100者以上)等を行い、その結果を事業運営に反映させる。
- (5)平成26年度計画を着実に実施するため、上期終了時点において事業の進捗状況の把握を行うとともに、それを踏まえた「平成26年度下期実行計画」を策定する。また、予算の適切な執行に向け、「中間仮決算」を実施する。
- (6)機構の業務について、監査法人による外部監査のほかに、監事監査や監査室による監査を実施する。具体的には平成26年度「監査計画」に基づき、前年度を中心とする監査結果に対するフォローアップ監査を実施するとともに、ITセキュリティ認証業務に関する監査、暗号モジュール認証業務に関する監査等の業務監査を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。

### 2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1)業務運営の見直しの結果を反映させるとともに、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制に向けて不断の見直しを図る。
- (2)組織内外の課題に対応するため、部署を越えた横断的な連携を図り、外部専門人材も含めたワーキンググループやタスクフォースの設置等を行うことにより、機動的・効率的な組織・業務運営を行う。
- (3)業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリティ人材を機動的・積極的に活用し、情勢の変化への対応力を高めるとともに、知識の習得や蓄積を通じて組織のパフォーマンス向上に努める。
- (4)組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底や外部研修の活用等を積極的に行い、職員の業務遂行能力の向上を図る。
- (5)能力評価を実施し、評価結果を昇給・昇格に適正に反映させる。
- (6)職員の中長期的な育成のため、キャリアステップに応じた階層別研修、高度な専門知識や実践的技能を習得させるテーマ別研修等を実施する。  
その他、職員の説明能力向上と職員間の知識の共有を目指した「1hourセミナー」を適宜、実施する。



- (7) 機構における専門性・特殊性の高い業務を継続していく観点から、就職情報サイトの積極的活用や採用説明会の充実等、新卒採用者の確保に向けた採用活動を強化する。
- (8) 行政改革における人件費削減の要請に応えつつ、限られた人員で効果的・効率的に事業を実施するため、相乗効果をもたらすような部署間連携の強化を図るとともに、課題解決に対応した最適な組織体制を柔軟に整備する。

### **3. 運営費交付金の計画的執行**

- (1) 運営費交付金の執行状況について、毎月財務部にて取りまとめ、理事会に報告することによりチェック機能の強化を図る等、運営費交付金の執行管理体制を強化することにより、事業の性質上やむを得ない案件を除き年度内での計画的執行を徹底し、予期せぬ運営費交付金債務残高の発生を抑制する。また、予期せぬ交付金債務残高についてはその発生要因を分析した上で、次年度以降の適正かつ計画的執行に努める。

## **4. 戦略的な情報発信の推進**

### **4-1. ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)**

- (1) ユーザーニーズ等に関する市場動向、ITの技術動向、国際標準化動向等の調査を国内外に亘って行い、情報サービス・ソフトウェア産業に係る各種情報を収集し、積極的な情報発信を実施する。
- (2) 海外関連機関との連携強化や国際会議への積極的な参加等を通じ、国際的な情報発信及び国際動向の把握に努める。
- (3) ITの安全性・信頼性向上に資する基準・標準の策定及び事業成果の活用に向けたツール化、データベース構築、ガイドブック作成等を行い、利便性の高い情報提供を行う。
- (4) 高度な情報サービスの利用を通じた我が国の国民生活の向上及び産業の発展のために、研究会等により数年先の市場動向及び技術動向を見据え今後注力していくべき技術分野等の抽出を行う。
- (5) 機構のニューヨーク事務所を活用し、米国におけるITの最新動向の把握に努める。
- (6) 機構と関連のある情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催し、ユーザーニーズやIT関連の市場動向の把握に努める。
- (7) 最先端の分野における知見を高めるため、専門家を招いた勉強会等を定期的に開催する。

### **4-2. 戦略的広報の実施**

- (1) 機構ウェブサイトについて、コンテンツの充実を図り、有益かつ迅速な情報提供に努めるとともに利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。また、事業成果の主要なものについては、遅延なくウェブサイトに掲載する。
- (2) 利用者に対するサービス向上のため、共通基盤システム上にIPAの統合ウェブサービスサイトを構築し、機構が利用者向けに提供しているコンテンツ・アプリケーション・ツールを統合的に管理・提供するためのサイトの構築を検討する。
- (3) 国際的な視点に立ったITの最新情報を発信し、我が国全般のIT力向上に資することを目的として内外の有識者による講演等によって構成する「IPAグローバルシンポジウム2014」を開催する。

また、開催結果の分析を行い、その内容を踏まえ平成27年度の主催行事についての具体的な開催計画の策定に取り組む。

- (4) 社会全体における情報セキュリティ等ITリテラシーのレベル向上を目的として、国民一般を対象とした意識啓発広告・広報を実施する。
- (5) 機構の事業活動への理解及び事業成果の利用促進等を図ることを目的として、広報誌「IPA NEWS」を定期的に発行する。
- (6) IPAの事業理念、目的及び概要等を分かりやすく伝えるツールとして事業案内パンフレットを改訂、発行する。
- (7) 第三期中期計画に掲げた500件以上の報道発表の実現に向け、積極的に報道発表を実施する。また、個別取材対応を積極的に行うほか、成果内容に関する解説等の記事寄稿に取り組み、機構及び事業成果の認知度向上に努める。
- (8) 機構の行う公募、入札、イベント・セミナー情報及びセキュリティ対策情報等について、「メールニュース」等を通じた積極的な情報提供を行うとともに、毎月の事業成果について、「情報発信」として広報する。
- (9) 動画共有サイト、SNS等外部サービスを活用し、より広範な事業成果の普及を図る。

## **5. 業務・システムの最適化**

- (1) 共通基盤システム上で稼働する個別業務システムを継続的に安定稼働させるため仮想化基盤のシステムリソースの配置を見直し、サービスレベルを長期的に維持可能な稼働環境の整備を検討する。
- (2) 共通基盤システム上で稼働する個別業務システムのサービスレベルの引き上げを行うため、稼働環境を高セキュリティに維持するためのネットワークとセキュリティに係わる機能強化を検討する。
- (3) コミュニケーションツール・一般利用者向けサービス・基幹業務システム等、事業継続性確保のため、複数拠点でのワンプラットフォーム化とシンクライアント化を検討する。
- (4) インフラ環境の最適化のため、独自に稼働している部門のインフラ環境の共通基盤システムへの統合を検討する。
- (5) 機構内のインフラ及びインフラ上に配置される各種(内部向け、外部向け)システムを安定稼働させるための維持管理に係わる業務を確実に遂行する。

## **6. 業務経費等の効率化**

- (1) 厳密な予算執行管理を継続して実施し、適正な執行を図る。運営費交付金を充当して行う業務においては、第三期中期目標期間中、一般管理費(人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く。)及び業務経費(新規分、拡充分を除く。)について、毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行う。
- (2) 役職員の給与水準については、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施するとともに、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を公開する。また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公開する。

## **7. 調達適正化**

- (1) 契約事務マニュアル、入札説明書ひな型等を活用することとし、事務処理の一層の標準化・効率化を図る。  
また、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続きの適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等(競争入札、企画競争及び公募)により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。  
さらに、財務部内及び事業本部間で、契約の履行情報等の共有を推進し、トラブル等諸問題への迅速な対応に努める。
- (2) 随意契約等見直し計画に基づき、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握し、今後の調達において改善に努める。
- (3) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募となった契約案件について、契約監視委員会及び監事等による監査を受ける。
- (4) 役職員等に対して契約業務全般における知識の習得を図るため、研修会を実施する。

## **8. 機構のセキュリティ対策の強化**

- (1) 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」に準拠した内部基準をあらたに策定し、急激に変化するIT環境に対応した情報セキュリティ対策を行えるようにする。
- (2) 職員教育、自己点検等を通じ、各部門の業務遂行においてあらたに策定した情報セキュリティ対策に係わる内部基準が遵守されるよう、徹底を図る。
- (3) 情報セキュリティ対策に係わる実施手順等の充実を図るとともに、情報漏えい防止等のセキュリティコントロールを目的とするシステム機能強化を目指す。

## **Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置**

### **1. 自己収入拡大への取組み**

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。
- (2) 機構主催のセミナー、印刷製本物及び出版物等について適切な受益者負担を求めていく。

### **2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等**

- (1) 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公開の充実等を図る。

### **3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)**

- (1) 地域ソフトウェアセンターの経営状況を的確に把握するため、決算ヒアリング等を行い、経営改善を目的とした積極的な指導・助言等を行う。

また、地域ソフトウェアセンターに対する直接的、間接的な支援について、主要株主である地方自治体・地元産業界との意見交換を行う。

(2) 地域ソフトウェアセンター全国協議会が毎年度3回以上開催されるよう開催計画についての助言等を行う。また、機構の活動内容の紹介等により、地域ソフトウェアセンター間の情報交換を促進し、地域ソフトウェアセンターの経営改善を図る。

その他、各地域ソフトウェアセンター間及び機構との広域ポータルサイトを活用した関連情報の提供を行う。

#### **4. 債務保証管理業務**

(1) 保証債務の残余管理については、保証先への往訪や代表者との面談並びに決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

#### **5. 資産の健全化**

(1) 保有する資産について自主的な見直しを行い、効率的な業務運営を担保するため不断の見直しを実施する。

また、資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納を行う。さらに、情報処理技術者試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数増加に資する取り組みと不断のコスト削減に努め、財政基盤の確保を図ることにより、円滑な事業運営を目指す。

### **IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画**

#### **1. 予算(別紙参照)**

総表(別紙1-1)

事業化勘定(別紙1-2)

試験勘定(別紙1-3)

一般勘定(別紙1-4)

地域事業出資業務勘定(別紙1-5)

#### **2. 収支計画(別紙参照)**

総表(別紙2-1)

事業化勘定(別紙2-2)

試験勘定(別紙2-3)

一般勘定(別紙2-4)

地域事業出資業務勘定(別紙2-5)

### **3. 資金計画(別紙参照)**

総表(別紙3-1)

事業化勘定(別紙3-2)

試験勘定(別紙3-3)

一般勘定(別紙3-4)

地域事業出資業務勘定(別紙3-5)

### **V. 短期借入金の限度額**

運営費交付金の受入等の遅延、その他の事故等(例えば天災による情報処理技術者試験の中止や延期等)の発生により生じた資金不足が生じた場合、短期借入金の限度額(15億円)の範囲内で借入を行う。

### **VI. 重要な財産の譲渡・担保計画**

なし

### **VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画**

なし

### **VIII. 剰余金の使途**

平成26年度で各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度の後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ソフトウェアの安全性・信頼性向上に関する業務等の充実
- ・短期の任期付職員の新規採用
- ・人材育成及び能力開発研修等
- ・広報、成果発表会等
- ・情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

## **IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

### **1. 施設及び設備に関する計画**

なし

### **2. 人事に関する計画**

- (1) 機構における専門性・特殊性の高い業務を継続していく観点から、ジョブローテーションの実施や職員のキャリアパス形成等を通じ、中長期的視点に立った人材の育成を図る。
- (2) 就職情報サイトの積極的活用や採用説明会の充実等、新卒採用者の確保に向けた採用活動を強化する。

### **3. 中期目標期間を超える債務負担**

- (1) 中期目標期間を超える債務負担については、情報処理技術者試験業務等において当該業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

### **4. 積立金の処分に関する事項**

- (1) 主務大臣の承認を受けた積立金については、情報処理技術者試験の制度改革等に係る経費の支出及び第二期中期目標期間中に自己収入財源で取得し第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却費等に要する費用に充てることとする。

## 別紙

### 別紙1 予算

#### 別紙1-1

#### 予算(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	3,743
国庫補助金	381
業務収入	2,703
その他収入	75
計	6,902
支出	
業務経費	7,796
一般管理費	1,156
計	8,952

#### [人件費の見積り]

平成26年度には1,282百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

#### [注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙1-2

予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入 その他収入 計	0 0
支出 計	-



## 予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
業務収入	2,658
その他収入	3
計	2,661
支出	
業務経費	2,573
一般管理費	204
計	2,777

## [人件費の見積り]

平成26年度には315百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

## 予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	3,743
国庫補助金	381
業務収入	45
その他収入	72
計	4,241
支出	
業務経費	5,223
一般管理費	952
計	6,175

## [人件費の見積り]

平成26年度には967百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-5

予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
その他収入	0
計	0
支出	
計	-

## 別紙2 収支計画

別紙2-1

### 収支計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	7,029
業務費用	5,687
一般管理費	1,156
減価償却費	186
収益の部	
経常収益	6,903
運営費交付金収益	3,743
補助金収益	381
業務収入	2,703
その他収入	6
資産見返負債戻入	71
財務収益	70
純利益(△純損失)	△56
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	△56

#### [注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	-
収益の部	
経常収益	0
その他収入	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	0

## 収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	2,725
業務費用	2,398
一般管理費	204
減価償却費	123
収益の部	
経常収益	2,669
業務収入	2,658
その他収入	2
資産見返負債戻入	8
財務収益	1
純利益(△純損失)	△56
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	△56

## 収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	4,304
業務費用	3,289
一般管理費	952
減価償却費	63
収益の部	
経常収益	4,236
運営費交付金収益	3,743
補助金収益	381
業務収入	45
その他収入	4
資産見返負債戻入	63
財務収益	68
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	0

## 収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	-
収益の部	
経常収益	0
その他収入	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益(△総損失)	0



### 別紙3 資金計画

別紙3-1

#### 資金計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	11,354
業務活動による支出	6,778
投資活動による支出	2,109
翌年度への繰越	2,467
資金収入	11,354
業務活動による収入	6,904
運営費交付金による収入	3,743
国庫補助金による収入	381
業務収入	2,703
その他収入	78
投資活動による収入	1,934
当年度期首資金残高	2,515

[注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

## 資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	1
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	1

## 資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	4,001
業務活動による支出	2,602
投資活動による支出	175
翌年度への繰越	1,224
資金収入	4,001
業務活動による収入	2,661
業務収入	2,658
その他収入	3
当年度期首資金残高	1,340

## 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	7,326
業務活動による支出	4,176
投資活動による支出	1,934
翌年度への繰越	1,217
資金収入	7,326
業務活動による収入	4,243
運営費交付金による収入	3,743
国庫補助金による収入	381
業務収入	45
その他収入	75
投資活動による収入	1,934
当年度期首資金残高	1,149

## 資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	25
翌年度への繰越	25
資金収入	25
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	25